

業務区域	富山県		
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積2,000m²を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 令第81条第2項第一号ロに定める計算方法による建築物 4. 延べ面積2,000m²以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規程等により判定できない建築物 5. 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物 		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積 の合計	大臣認定プログラム 以外による構造計算	大臣認定プログラム による構造計算
	1,000m ² 以内	160,000円	120,000円
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	210,000円	150,000円
	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	270,000円	170,000円
	10,000m ² 超 50,000m ² 以内	350,000円	210,000円
	50,000m ² 超	640,000円	360,000円
お受けできる 事務所	東京(本部) 大阪事務所		